

規 則

「千曲市屋代駅ナカラウンジ条例施行規則」をここに公布する。

令和8年3月25日

千曲市長 小川 修一

千曲市規則第9号

千曲市屋代駅ナカラウンジ条例施行規則

千曲市屋代駅市民ギャラリー条例施行規則（平成21年千曲市規則第17号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、千曲市屋代駅ナカラウンジ条例（令和7年千曲市条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（行事、催物等の利用申請）

第2条 千曲市屋代駅ナカラウンジ（第6条において「ラウンジ」という。）を行事、催物等で利用しようとする者は、利用を開始する日の1か月前までに千曲市屋代駅ナカラウンジ利用許可申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

（利用の許可）

第3条 市長は、前条の申請に対して許可をしたときは、千曲市屋代駅ナカラウンジ利用許可書（様式第2号）を交付するものとする。

（使用料の減免）

第4条 条例第11条の規定により、使用料の減額又は免除を受けようとする者は、千曲市屋代駅ナカラウンジ使用料減免申請書（様式第3号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 使用料を減額し、又は免除する範囲及び減免率は、次に定めるところによる。

- (1) 本市が利用するとき 100分の100
- (2) 国、県又は他の地方公共団体が使用する場合で、市又は教育委員会が共催するとき 100分の100
- (3) 市内の保育所、幼稚園、小学校、中学校又は特別支援学校が教育活動で利用するとき 100分の100
- (4) 市内の社会教育団体及び社会福祉団体等が、市民文化の振興のために利用するとき 100分の50
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特別な理由があると認めるとき 市長が定める率

（使用料の還付）

第5条 使用料を還付する場合の額は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 条例第12条第1号又は第3号に該当するとき 全額
- (2) 条例第12条第2号に該当するとき 100分の70を乗じた額

(遵守事項)

第6条 第3条に規定する許可書を交付された者は、次の事項を守らなければならない。

ただし、市長が許可したときは、この限りでない。

- (1) ラウンジの施設又は設備（次号において「施設等」という。）の現状を変えないこと。
- (2) 利用許可を受けた施設等以外のものを利用しないこと。
- (3) 備品等をラウンジの外へ持ち出さないこと。
- (4) ラウンジ内で飲酒し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (5) 物品を販売しないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める事項に違反しないこと。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号(第2条・第4条関係)

千曲市屋代駅ナカラウンジ使用許可申請書・使用料減免申請書

年 月 日

(宛先) 千曲市長

氏名又は団体名

(団体の場合は
代表者又は
責任者)

連絡先

氏名

電話

住所

下記のとおり使用許可及び使用料の減免を申請します。

行事、催物等の事業名 (展示の場合はタイトル名)	
行事、催物等の使用目的及び概要(展示の場合はその内容)	※チラシ等あれば添付してください
使用日時	第1希望 年 月 日() ~ 年 月 日()
	第2希望 年 月 日() ~ 年 月 日()
	第3希望 年 月 日() ~ 年 月 日()
使用予定人数	人
使用予定備品 ※該当に✓を入れてください。	<input type="checkbox"/> 展示パネル (枚) ※最大3枚 <input type="checkbox"/> パネル用支柱 (本) ※最大4本 <input type="checkbox"/> 長机 (台) <input type="checkbox"/> ワイヤー (本) <input type="checkbox"/> フック (個)

使用料	減免率	減免後の使用料	減免の理由
円	/100	円	規則第4条第2項第 号該当

※展示の場合は無料です。

千曲市屋代駅ナカラウンジ使用許可書

第 号
年 月 日

団体(会)の名称

代表者名 様

千曲市長

先に申請のありました、千曲市屋代駅ナカラウンジの使用については、下記の条件を付して許可します。

記

1 行事、催物等の事業名
(展示タイトル名)

2 使用許可期間 年 月 日()～ 年 月 日()

※ 上記期間には搬入から搬出までが含まれます。

※ 開館時間は、午前9時～午後8時までとします。

3 使用料※展示は無料とします。

使用料	減免率	減免後の使用料	減免の理由
円	/100	円	規則第4条第2項第 号該当

4 利用条件

- ① 許可された使用目的にのみ使用し、千曲市の指示する使用条件に従うこと。
- ② 使用の際は、大声での会話や騒音の発生などの迷惑行為を行わないように、駅利用者等に対して十分な配慮を行うこと。
- ③ 展示品の搬入、搬出及び展示作業は、出品者が責任を持って行い、搬入及び搬出の日程は、当該施設の所管課(課)と連絡をとること。
- ④ 展示品の管理等については、出品者の責任とし、展示期間中の盗難、火災、その他原因により展示品が紛失又は破損しても、市はその責任を負わないものとする。
- ⑤ ラウンジ内は常に良好な状態で使用し、使用後は、元の状態に回復すること。
- ⑥ ラウンジ内での喫煙又は火気の使用をしないこと。
- ⑦ 使用権を他人に譲渡し、又は転貸しないこと。